

京 都 大 学 大 学 院 法 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 4 条 入学者の決定は、研究科教授会で行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 4 条 (同 左)</p> <p>第 2 の 2 長期履修</p> <p>第 4 条の 2 通則第 3 6 条第 7 項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>